

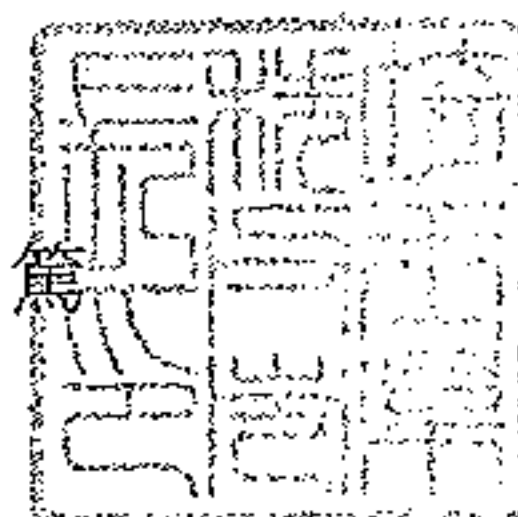
公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年9月26日

秩父市長 北堀 篤



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集5-33	秩父市久那 3679	久那16林班447 小班	山林	0.0287	2022.10.1～ 2032.3.31	
集5-34	秩父市久那 3536	久那16林班25小 班 外	原野	0.4766	2022.10.1～ 2032.3.31	
計				0.5053		

2 縦覧場所 秩父市森づくり課、秩父市のホームページ

3 本公告により、秩父市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上